

議案第 89 号

亀山市市税等の滞納者に対する行政サービスの制限の措置に関する条例の一部改正について

亀山市市税等の滞納者に対する行政サービスの制限の措置に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 27 年 11 月 27 日提出

亀山市長 櫻井 義之

別 紙

亀山市市税等の滞納者に対する行政サービスの制限の措置に関する条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市市税等の滞納者に対する行政サービスの制限の措置に関する条例の一部を改正する条例

亀山市市税等の滞納者に対する行政サービスの制限の措置に関する条例（平成17年亀山市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「に規定する保育費用」を「及び亀山市認定こども園条例（平成27年亀山市条例第30号）に規定する利用者負担額等」に改め、同項に次の1号を加える。

（6）亀山市立幼稚園利用者負担額の徴収に関する条例（平成27年亀山市条例第2号）に規定する利用者負担額

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（亀山市産業振興条例の一部改正）

2 亀山市産業振興条例（平成17年亀山市条例第119号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「に規定する保育費用」を「及び亀山市認定こども園条例（平成27年亀山市条例第30号）に規定する利用者負担額等」に改め、同項に次の1号を加える。

（6）亀山市立幼稚園利用者負担額の徴収に関する条例（平成27年亀山市条例第2号）に規定する利用者負担額

（亀山市公共下水道条例の一部改正）

3 亀山市公共下水道条例（平成17年亀山市条例第131号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項第1号中「に規定する保育費用」を「及び亀山市認定こども園条例（平成27年亀山市条例第30号）に規定する利用者負担額等」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 亀山市立幼稚園利用者負担額の徴収に関する条例（平成27年亀山市条例第2号）に規定する利用者負担額（亀山市営住宅条例の一部改正）

4 亀山市営住宅条例（平成17年亀山市条例第135号）の一部を次のように改正する。

第6条第6項第1号中「に規定する保育費用」を「及び亀山市認定こども園条例（平成27年亀山市条例第30号）に規定する利用者負担額等」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 亀山市立幼稚園利用者負担額の徴収に関する条例（平成27年亀山市条例第2号）に規定する利用者負担額（亀山市子どもの出生祝金条例の一部改正）

5 亀山市子どもの出生祝金条例（平成23年亀山市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「に規定する保育費用」を「及び亀山市認定こども園条例（平成27年亀山市条例第30号）に規定する利用者負担額等」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 亀山市立幼稚園利用者負担額の徴収に関する条例（平成27年亀山市条例第2号）に規定する利用者負担額